認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例 （平成27年4月1日～）必要書類

※用語

・申請不動産 … 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産

・精通者等 …… 申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や、申請不動産の所有地に係る地域の実情に精通した者等

|  |  |
| --- | --- |
| 必要書類 | 留意事項等 |
| ①登記公告申請書 | 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 |
| ②不動産登記事項証明書[全部事項証明書] | 法務局で発行されているもの |
| ③申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類 | □地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて決定を行った総会資料の写し□総会の議事録の写し(署名･押印) |
| ④申請者が代表者であることを証する書類 | □代表者の決定を行った総会の議事録の写し(署名･押印)□代表者を受託した旨の承諾書(署名･押印) |
| ⑤疎明するに足りる資料 |
| (1)不動産を所有していること(2)10年以上所有していること | □申請不動産を管理しているとわかる事業報告書等□以下の資料(ア)公共料金の支払領収書(イ)閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本(ウ)旧土地台帳の写し(エ)固定資産税の納税証明書(オ)固定資産課税台帳の記載事項証明書 等※資料の入手が困難な場合□入手が困難な理由書□精通者等の証言を記載した書面や、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等 |
| (3)登記名義人が自治会員であること ※登記名義人の全て | □会員名簿□市で保管する地縁団体台帳□（申請不動産が墓地の場合）墓地の使用者名簿※資料の入手が困難な場合□入手が困難な理由書□申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等 |
| (4)登記関係者の所在が知れないこと ※少なくとも一人 | □市長が「住民票および住民票の除票が存在しないこと」を証明した書面□「宛先人不明」として返還された配達証明付き郵便□精通者等が「登記関係者の現在の所在を知らないこと」についての証言を記載した書面 |